参考資料№ 2-1

# 一次審査等の実施について

令和2年3月30日

公益社団法人国民健康保険中央会

# １．一次審査等の実施について

# 1. 一次審査等の実施について

## （1）今年度の検討事項（全体概要）

【審査内容の拡充・強化について】

〇今年度においては、審査内容の拡充及び令和元年度制度改正・報酬改定への対応内容について、令和元年10月末にシステムリリースを行った。
また、令和2年5月審査に向けて、チェック要件等の見直し及び新たなチェックの追加について検討を行った。

【「警告」から「エラー」への移行】

〇今年度においては、第二段階エラー移行対象コードについて、令和元年11月審査よりエラーへの移行を行った。
また、第三段階エラー移行対象コードについて検討を行った。

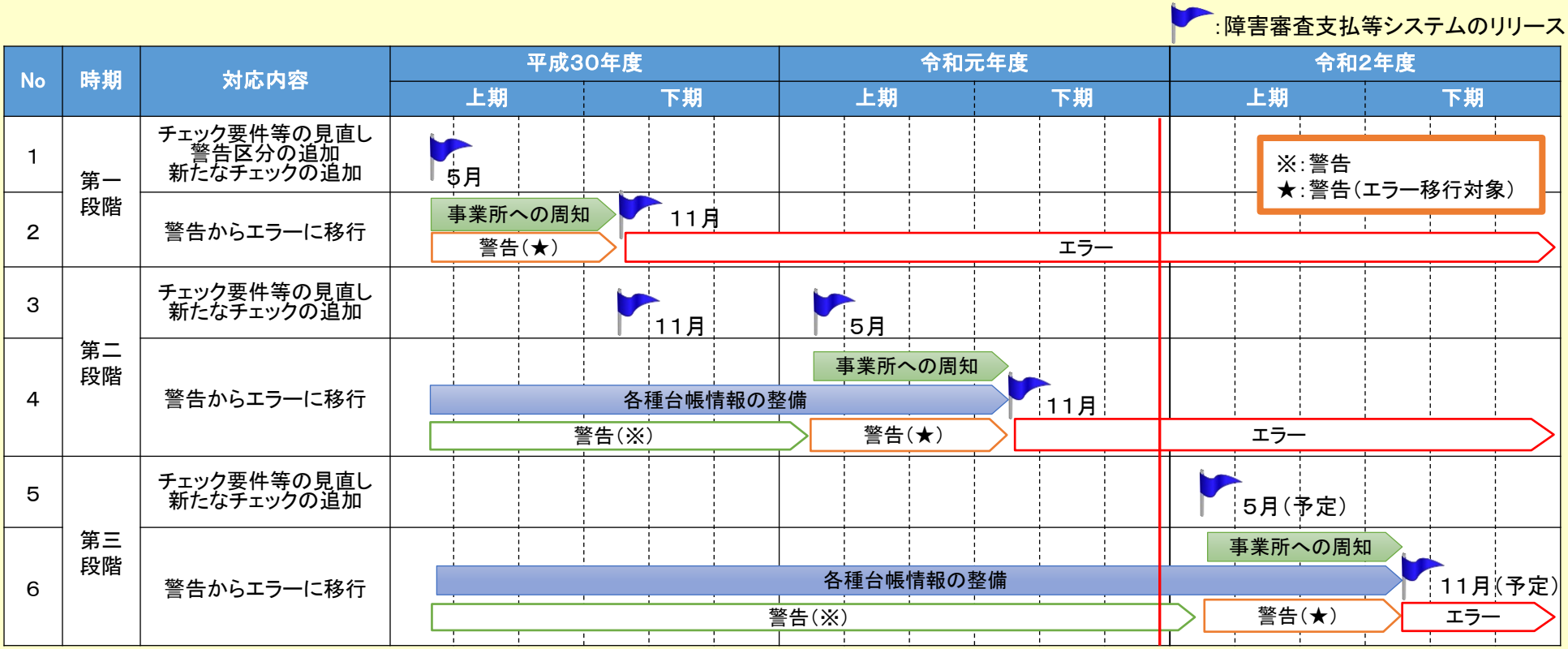

## ２．審査内容の拡充・強化について

# 2. 審査内容の拡充・強化について

## （1）今年度の検討事項

〇以下のとおり検討を行った。

| 検討の観点 | 検討概要 | | 検討内容 | 対応（予定）時期 |
|---|---|---|---|---|
| 2－1. チェック要件等の見直し | 一次審査について、よりきめ細かくチェックできるようチェック要件を細分化する等、チェック内容の見直し等を行う。 | 継続検討 | • 地方公共団体にかかるチェックの見直し（※2） | 令和2年4月 |
| | | | • 上限額管理事業所と関係事業所に応じたチェック要件の細分化（※1）<br>• 食事提供加算にかかるチェックの見直し（※2）<br>• 施設外支援にかかるチェックの見直し（※2） | 今後検討<br>（令和2年度以降検討） |
| 2－2. 新たなチェックの追加 | 一次審査では正常とされたものの、市町村等審査により返戻となったもの等について、新たにチェックを追加する。 | 継続検討 | • 受給者台帳（支給決定情報）の参照範囲の見直し | 令和元年10月済 |
| | | | • 請求明細書とサービス提供実績記録票の回数の整合性チェックの強化<br>• 各種加算にかかる算定要件チェックの強化 | 令和2年4月 |
| | | | • 同一世帯における複数児童の上限額管理チェック<br>• 計画相談支援給付費請求書等のモニタリング日チェック（※3） | 今後検討<br>（令和2年度以降検討） |
| 2－3. 制度改正・報酬改定対応 | 令和元年度制度改正・報酬改定に向けてチェックの追加を行う。 | 新規検討 | • 就学前障害児の発達支援の無償化に伴うチェックの追加<br>• 福祉・介護職員等特定処遇改善加算創設に伴うチェックの追加 | 令和元年10月済 |
| 2－4. エラー移行に向けたチェック要件の見直し等 | 審査支払事務の見直し及び第三段階以降でのエラー移行等に向けて、チェック内容の見直し等を行う。 | 新規検討 | • 請求明細書と実績記録票のサービス提供量整合性チェック見直し<br>• 「個別支援計画未作成減算」にかかるチェックの見直し<br>• 補足給付にかかる数値整合性チェックの見直し<br>• 死亡等による月途中での退所を考慮したチェックの見直し<br>• 経過的生活介護における利用日数チェックの見直し | 令和2年4月 |
| | | | • 「事業変更年月日」を用いた月途中での体制変更における台帳情報を参照してのチェック拡充 | 今後検討<br>（令和2年度以降検討） |

※1　平成30年度制度改正・報酬改定によるシステム対応を優先したことで平成30年度以降の検討とした項目
※2　インタフェースの見直し、または制度の取り扱いを確認したうえで検討するとされていた項目
※3　平成30年10月、令和元年度以降の2段階にチェックの実施内容を分けて、段階的にチェックを拡充するとされていた項目
（平成30年10月には、モニタリング予定月と請求の同月チェックを拡充済）

## ２－１．チェック要件等の見直しについて

## ２－１．チェック要件等の見直しについて

### （１）「チェック要件の見直し」における今回の検討範囲について

〇平成30年度研究会報告書において「点検内容の精緻化に向け、チェック要件の見直しを行う必要がある」と提言されたチェックの内、令和2年5月審査に向けて、「③－６　地方公共団体にかかるチェックの見直し」の具体的なチェック内容について検討を行った。

〇なお、②、③－7、③－8については、令和2年度以降での対応に向け、引き続き今後の検討課題とした。

| エラーコード種類 | 見直し内容等 | | エラーコード件数 | 対応（予定）時期 |
|---|---|---|---|---|
| チェック要件の見直し対象のエラーコード（計68件） | ①サービス提供実績記録票の提出状況に応じたチェック要件の細分化（※2） | | 3件 | 平成31年4月済 |
| | ②上限額管理事業所と関係事業所に応じたチェック要件の細分化（※2） | | 5件 | 今後検討（令和2年度以降検討） |
| | ③報酬告示に応じたチェック要件の変更 | 1．定員区分に応じたチェックの見直し | 7件（※1） | 平成30年4月済 |
| | | 2．夜間支援等体制加算にかかるチェックの見直し | 1件 | 平成30年4月済 |
| | | 3．送迎加算にかかるチェックの見直し | 1件 | 平成30年4月済 |
| | | 4．障害支援区分にかかるチェックの見直し | 1件 | 対応不要（※4） |
| | | 5．地域移行加算及び自立生活支援加算にかかるチェックの見直し | 2件 | 平成30年4月済 |
| | | 6．地方公共団体にかかるチェックの見直し（※3） | 3件 | 令和2年4月 |
| | | 7．食事提供加算にかかるチェックの見直し（※3） | 2件 | 今後検討（令和2年度以降検討） |
| | | 8．施設外支援にかかるチェックの見直し（※3） | 2件 | 今後検討（令和2年度以降検討） |
| | ④基準値の超過状況に応じたチェック要件の細分化 | 1．派遣人数にかかるチェックの見直し | 1件 | 平成30年4月済 |
| | | 2．算定時間数にかかるチェックの見直し | 1件 | 平成30年4月済 |
| | ⑤契約情報の提出状況に応じたチェックの見直し | | 3件 | 平成30年4月済 |
| | ⑥複数児童の上限額管理に応じたチェックの見直し（※3） | | 1件 | 「新たなチェックの追加」の⑤参照 |
| | ⑦受給者台帳の参照範囲の見直し（※3） | | 7件 | 「新たなチェックの追加」の⑦参照 |
| | チェック要件の見直し不要 | | 28件 | － |

※1　新たに6件のチェックの見直しを行っているため、実際に見直しを行ったエラーコード件数は合計13件
※2　制度改正・報酬改定によるシステム対応を優先したことで平成30年度以降の検討とした項目
※3　インタフェースの見直し、または制度の取り扱いを確認したうえで検討するとされていた項目
※4　一次審査結果資料等の見直しに伴い、どの報酬でエラーとなっているかを確認できるようになるため見直しは不要とされていた項目

# ③－６．地方公共団体にかかるチェックの見直し

## （１）対応内容

○指定管理者制度（地方自治法第244条の2第3項）により普通地方公共団体から委託を受けた指定管理者かどうかを判断できる区分等がないため、該当事業所より運用上問題のない請求が行われた場合にも一次審査にて警告が発生している。また、指定管理者制度適用事業所の場合は通常報酬ではなく公立減算を適用した報酬を算定する必要があるが、通常報酬を算定した場合も一次審査にて正常となっている。

○平成30年4月より、事業所台帳（サービス情報）のインタフェースに普通地方公共団体から委託を受けた指定管理者かどうかを判別するための項目「指定管理者制度適用区分」（1：非該当、2：該当）が追加されたことを受け、「指定管理者制度適用区分」を用いて一次審査を行うようチェック要件の見直しを行った。

## （２）対象エラーコード

| No | エラーコード | メッセージ | 新規／既存区分 | | 見直し前コード※1 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 新規 | 既存 | |
| 1 | PC06 | ★受付：事業所台帳の「法人等種別」が「地方公共団体」のため、地方公共団体が設置する施設の場合の報酬の請求が必要です | | ○ | － |
| 2 | PC16 | ★受付：事業所台帳の「指定管理者制度適用区分」が「該当」のため、地方公共団体が設置する施設の場合の報酬の請求が必要です | ○ | | － |
| 3 | PC24 | ★受付：事業所台帳の「法人等種別」または「指定管理者制度適用区分」の登録内容に該当する請求ではありません | ○ | | PB16<br>PB19 |
| 4 | PK02 | ★受付：障害児施設台帳の「法人等種別」が「地方公共団体」のため、地方公共団体が設置する施設の場合の報酬の請求が必要です | | ○ | － |
| 5 | PK30 | ★受付：障害児施設台帳の「指定管理者制度適用区分」が「該当」のため、地方公共団体が設置する施設の場合の報酬の請求が必要です | ○ | | － |

※1 「見直し前コード」は、新規チェックの見直しもとのコードであり、令和2年4月提供分以降は発生しないコードとなる。（以降のページも同様。）

○「指定管理者制度適用区分」を用いたチェックの見直し

例．送迎加算を算定時、事業所台帳の法人等種別コードが地方公共団体かつ指定管理者制度適用区分が該当の場合
（PB16が発生せず正常となるケース）

介護給付費等明細書情報（明細情報）

| サービス提供年月 | 市町村番号 | 事業所番号 | 受給者証番号 | サービスコード | サービス内容 | 回数 | ・・・ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2020.4 | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 222113 | 生活介護16・地公 | 10 | ・・・ |
| 2020.4 | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 226590 | 生介送迎加算Ⅰ | 20 | ・・・ |

「地方公共団体」ではあるが「指定管理者制度適用区分」が該当のため、警告ではなく正常とするよう、チェックを見直す。
なお、「指定管理者制度適用区分」が非該当の場合、今後PC24が発生する。

事業所台帳（基本）

| 異動年月日 | 異動区分 | 事業所番号 | 法人等種別コード | ・・・ |
|---|---|---|---|---|
| 2020.4.01 | 1：新規 | 9910011111 | 11：地方公共団体（都道府県） | ・・・ |

事業所台帳（サービス）

| 異動年月日 | 異動区分 | 事業所番号 | サービス種類コード | 送迎加算の有無 | 指定管理者制度適用区分 | ・・・ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2020.4.01 | 1：新規 | 9910011111 | 22：生活介護 | 3：Ⅰ | 2：該当 | ・・・ |

## ２－２. 新たなチェックの追加について

## ２－２. 新たなチェックの追加について

### （1）「新たなチェックの追加」における今回の検討範囲について

〇平成30年度研究会報告書において「点検内容の精緻化に向け、拡充する必要がある」と提言されたチェックの内、令和2年5月審査に向けて、「②請求明細書とサービス提供実績記録票の回数の整合性チェックの強化」及び「⑧各種加算にかかる算定要件チェックの強化」の具体的なチェック内容について検討を行った。

〇なお、⑤、⑥については、令和2年度以降での対応に向け、引き続き今後の検討課題とした。

| チェック項目 | チェック内容 | 対応方針 | インタフェース変更あり | 対応（予定）時期 |
|---|---|---|---|---|
| ①基準該当事業所の報酬に対する算定要件チェック | 基準該当事業所の場合、加算によっては算定できないものがあるため、算定可否をチェックする。 | 基準該当事業所において算定可能な各報酬について、判断基準を明確に定めた上でエラーとすべき内容、警告（重度）とすべき内容を整理する。 | | 平成30年<br>4月済<br>（※1） |
| ②請求明細書とサービス提供実績記録票の回数の整合性チェックの強化 | 請求明細書とサービス提供実績記録票について、整合性があることをチェックしているが、より厳密に行うようチェックの範囲を見直す。<br>（請求情報間の基本報酬の回数の整合性、加算の回数が基本報酬の回数以下であること等） | ＜通所系サービス＞ 請求情報間での不整合のためエラーとする。<br>＜入所系サービス＞ 警告（重度）とする。<br>※入所日及び退所日に基本報酬が算定できないケースについて、システムでは判断できないため。 | | ・平成30年<br>4月済<br>・令和2年4月<br>追加対応 |
| ③同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェック | 同一受給者が同一日・同一利用時間帯に複数のサービスを利用していないことをチェックする。 | 警告（重度）とする。<br>※同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため。 | | 平成30年<br>4月済<br>（※1） |
| ④上限額管理対象外受給者の利用者負担額のチェック | 上限額管理対象外の受給者に対して、複数事業所を利用している場合、利用者負担上限月額を超えていないことをチェックする。 | 警告（重度）とする。<br>※利用者負担上限月額を超過した場合、どの事業所からの請求が正しいかをシステムでは判断できないため。 | | 平成30年<br>4月済 |
| ⑤同一世帯における複数児童の上限額管理チェック | 同一世帯に障害児が複数おり、同一の保護者が支給決定を受けている場合の上限額管理結果票を伝送にて受信できるようにし、請求明細書との整合性をチェックする。 | インタフェースの見直しを行った上で、警告（重度）とする。<br>※エラーとすると、関係事業所の請求について、誤りがない場合でも返戻となってしまい、影響が大きいと想定されるため。 | ● | 今後検討<br>（令和2年度以降検討） |
| ⑥計画相談支援給付費請求書等のモニタリング日チェック | 計画相談支援給付費請求書等について、支給決定期間に対するモニタリング日が妥当であることをチェックする。 | インタフェースの見直しを行った上で、別途判定レベルの検討を行う。 | ● | 平成30年<br>10月済 |
| | | ただし、モニタリング予定月の翌月請求については警告（重度）とする。 | | 今後検討<br>（令和2年度以降検討） |

※1　平成30年度制度改正・報酬改定等の内容については、段階的にチェック拡充予定

# ２－２．新たなチェックの追加について

| チェック項目 | チェック内容 | 対応方針 | インタフェース変更あり | 対応（予定）時期 |
|---|---|---|---|---|
| ⑦受給者台帳（支給決定情報）の参照範囲の見直し | 月途中で台帳更新を行った場合、最新の異動年月日の受給者台帳（支給決定情報）だけではなく、月全体の台帳情報を有効な台帳とするように参照範囲を見直す。 | インタフェースの見直しを含め受給者台帳（支給決定情報）の決定支給期間の参照範囲を最新から月全体の参照へ見直した上で、台帳情報との不整合についてはエラーとする。 | ● | 令和元年10月済 |
| ⑧各種加算にかかる算定要件チェックの強化 | 国保連合会に提出される請求情報や台帳情報に含まれていないため、チェックできない内容について、インタフェースの見直し（項目追加等）を行い、各種加算（送迎加算、事業所内相談支援加算等）の算定要件にかかるチェック内容を拡充する。 | 各報酬について、判断基準を明確に定めた上でエラーとすべき内容、警告（重度）とすべき内容を整理する。 | ● | 令和2年4月 |

# ②請求明細書とサービス提供実績記録票の回数の整合性チェックの強化

## （1）対応内容

○請求明細書とサービス提供実績記録票について、整合性があることをチェックしているが、より厳密に行うようチェックの範囲を見直した。（請求情報間の基本報酬の回数の整合性、加算の回数が基本報酬の回数以下であること等）

○本対応については、平成30年4月に対応を行ったところではあるが、平成30年度制度改正・報酬改定の内容については段階的にチェックを拡充することとしていたため、平成30年度制度改正・報酬改定にて創設されたサービス種類や報酬に対し、加算（算定に基本報酬が必要）の算定回数の合計が、基本報酬の算定回数の合計以下であることをチェックする。

例. サービス管理責任者配置等加算の算定回数の合計が、基本報酬の算定回数の合計を超えている場合
（EQ26が発生するケース）

介護給付費等明細書情報（明細情報）

| サービス提供年月 | 市町村番号 | 事業所番号 | 受給者証番号 | サービスコード | サービス内容 | 回数 | ・・・ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2020.4 | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 22AM61 | 共生型生活介護Ⅰ | 10 | ・・・ |
| 2020.4 | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 227589 | 共生型生活介護<br>管理責任者配置等加算 | 11 | ・・・ |

サービス管理責任者配置等加算の算定回数の合計（11回）が基本報酬の算定回数の合計（10回）を超えているため、EQ26が発生するよう、チェックを追加する。

# ２－２. 新たなチェックの追加について

〇対象エラーコード

＜障害福祉サービス＞

| No | エラーコード | メッセージ | 新規／既存区分 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 新規 | 既存 |
| 1 | EK85 | 受付：初回加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています | | 〇<br>※1 |
| 2 | EQ25 | ★受付：福祉専門職員配置等加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています | 〇 | |
| 3 | EQ26 | ★受付：サービス管理責任者配置等加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています | 〇 | |
| 4 | EQ27 | ★受付：医療的ケア対応支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています | 〇 | |
| 5 | EQ28 | ★受付：重度障害児・障害者対応支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています | 〇 | |
| 6 | EQ29 | ★受付：定員超過特例加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています | 〇 | |
| 7 | EQ30 | ★受付：夜勤職員加配加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています | 〇 | |
| 8 | EQ31 | ★受付：精神障害者地域移行特別加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています | 〇 | |
| 9 | EQ32 | ★受付：強度行動障害者地域移行特別加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています | 〇 | |
| 10 | EQ33 | ★受付：社会生活支援特別加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています | 〇 | |
| 11 | EQ34 | ★受付：個別計画訓練支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています | 〇 | |
| 12 | EQ35 | ★受付：通勤訓練加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています | 〇 | |
| 13 | EQ36 | ★受付：在宅時生活支援サービス加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています | 〇 | |
| 14 | EQ37 | ★受付：賃金向上達成指導員配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています | 〇 | |
| 15 | EQ38 | ★受付：特別地域加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています | 〇 | |
| 16 | EQ39 | ★受付：同行支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています | 〇 | |
| 17 | EQ40 | ★受付：企業連携等調整特別加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています | 〇 | |
| 18 | EQ41 | ★受付：就労定着実績体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています | 〇 | |
| 19 | EQ42 | ★受付：職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています | 〇 | |

※1　自立生活援助において、初回加算の回数チェックを追加。

# ２－２. 新たなチェックの追加について

## ＜障害児支援＞

| No | エラーコード | メッセージ | 新規／既存区分 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 新規 | 既存 |
| 1 | EK98 | 受付：児童指導員等加配加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています | | ○<br>※1 |
| 2 | EQ17 | ★受付：看護職員加配加算（重症心身障害児を除く）の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています | ○ | |
| 3 | EQ19 | ★受付：共生型サービス体制強化加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています | ○ | |
| 4 | EQ20 | ★受付：強度行動障害児支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています | ○ | |
| 5 | EQ50 | ★受付：看護職員加配加算（重症心身障害児）の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています | ○ | |
| 6 | EQ51 | ★受付：初回加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています | ○ | |

※1　障害児入所支援において、児童指導員等加配加算の回数チェックを追加。

# ⑦受給者台帳（支給決定情報）の参照範囲の見直し

## （1）対応内容

○現在、サービス提供年月時点で有効な受給者台帳（支給決定情報）が複数存在する場合において、最新の異動年月日の受給者台帳（支給決定情報）を基に、支給決定有効期間のチェックを実施している。
そのため、サービス提供年月時点で有効な受給者台帳（支給決定情報）のうち、最新の異動年月日の受給者台帳（支給決定情報）より以前の異動情報に有効な情報があるにも関わらず、一次審査にて警告が発生する場合がある。
そこで、最新の異動年月日の受給者台帳（支給決定情報）だけではなく、サービス提供年月時点で有効な全ての受給者台帳（支給決定情報）を使用してチェックを行うよう見直しを行った。

○チェックの見直しのイメージは以下のとおり。

＜受給者台帳（支給決定情報）＞

| 異動年月日 | 決定支給期間 | |
|---|---|---|
| | 開始年月日 | 終了年月日 |
| 20191001 | 令和元年10月16日 | 令和元年11月15日 |
| 20191101 | 令和元年11月16日 | 令和元年12月31日 |

＜チェック対象となる決定支給期間＞

| サービス提供年月 | 決定支給期間 | |
|---|---|---|
| | 見直し前 | 見直し後 |
| 令和元年10月 | 16日～31日 | 16日～31日 |
| 令和元年11月 | 16日～30日 … ① | 1日～30日 … ② |
| 令和元年12月 | 1日～31日 | 1日～31日 |

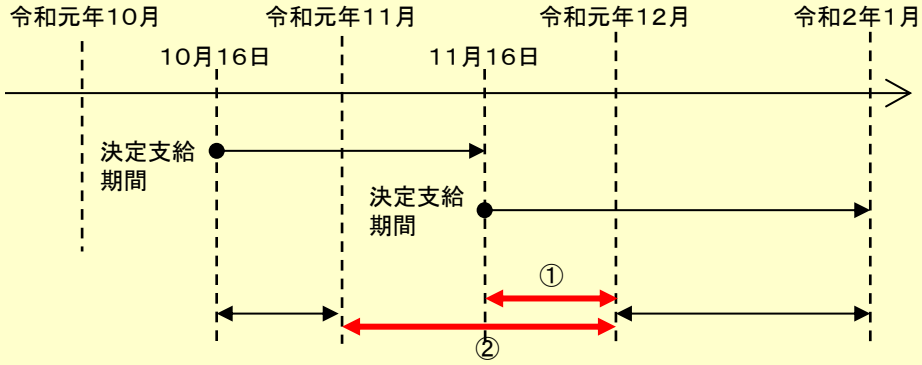

## ２－２. 新たなチェックの追加について

○支給決定有効期間のチェックの見直しに伴うインタフェース仕様書（市町村編）の変更内容は以下のとおり。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 決定支給期間<br>（開始年月日） | コード<br>値 | 8 | 決定サービスの有効期間の開始年月日<br>（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する | ◎ | ※Y<br>※4<br>※5 |
| 決定支給期間<br>（終了年月日） | コード<br>値 | 8 | 決定サービスの有効期間の終了年月日<br>（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する | ◎ | ※Y<br>※4<br>※5 |

※5を追加。

※5：国保連合会に同じサービス提供年月に対して有効となる複数の支給決定情報が存在する場合（月途中で変更が発生した場合）は、最新の異動年月日の支給決定情報に設定されている決定支給期間のみではなく、当該サービス提供年月に関する支給決定情報に設定されている決定支給期間を使用して実績とのチェックを行う。

例）支給決定情報に月途中で変更が発生した場合（居宅介護）

| 受給者台帳（支給決定情報）※一次審査で使用する情報は背景色あり | | | | | チェックで有効とする情報 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 設定パターン | 異動年月日 | 決定支給期間 | | 決定支給量 | サービス提供年月が 2019 年 10 月の場合 | | |
| | | 開始年月日 | 終了年月日 | | 提供できる日 | 提供できない日 | 提供可能量 |
| 期間に空きが無い場合 | 20190401 | 20190401 | 20191020 | 50 時間 | 1 日～31 日 | なし | 80 時間 |
| | 20191001 | 20191021 | 20191231 | 80 時間 | | | |
| 期間に空きがある場合 | 20190401 | 20190401 | 20191010 | 50 時間 | 1 日～10 日 | 11 日～20 日 | 80 時間 |
| | 20191001 | 20191021 | 20191231 | 80 時間 | 21 日～31 日 | | |

# ⑧各種加算にかかる算定要件チェックの強化

## （1）対応内容

○国保連合会に提出される請求情報や台帳情報に含まれていないため、チェックできない内容について、インタフェースの見直し（項目追加等）を行い、各種加算（送迎加算、事業所内相談支援加算等）の算定要件にかかるチェック内容を拡充した。

○平成30年4月のインタフェースの変更に伴い追加された項目のうち、重症心身障害児に対する送迎加算の算定のチェック内容の拡充を行う。

例. 重症心身障害児に対して送迎加算を算定時、障害児施設台帳の「送迎加算（重度）の有無」が「無し」の場合（PK31が発生するケース）

障害児給付費等明細書情報（明細情報）

| サービス提供年月 | 都道府県等番号 | 事業所番号 | 受給者証番号 | サービスコード | サービス内容 | 回数 | ・・・ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2020.4 | 991111 | 9950011111 | 9900000001 | 611111 | 児発1 | 10 | ・・・ |
| 2020.4 | 991111 | 9950011111 | 9900000001 | 616241 | 児発送迎加算Ⅱ | 20 | ・・・ |

障害児施設台帳（サービス）

| 異動年月日 | 異動区分 | 事業所番号 | サービス種類コード | 送迎加算（重度）の有無 | ・・・ |
|---|---|---|---|---|---|
| 2020.4.01 | 1：新規 | 9950011111 | 61：児童発達支援 | 1：無し | ・・・ |

障害児施設台帳の「送迎加算（重度）の有無」が「無し」の場合、PK31が発生するよう、チェックを追加する。

○対象エラーコード

| No | エラーコード | エラーメッセージ | 新規／既存区分 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 新規 | 既存 |
| 1 | PK31 | ★受付：障害児施設台帳の「送迎加算（重度）の有無」が「無し」のため、送迎加算（重症心身障害児）は算定できません | ○ | |

# ２－３. 令和元年度制度改正・報酬改定等への対応

# ２－３．令和元年度制度改正・報酬改定等への対応

## （1）今年度の検討事項

〇令和元年度制度改正・報酬改定等の対応に伴い、令和元年１１月審査に向け、以下の内容について対応を行った。

| No | 概要 | 内容 | 対応（予定）時期 |
|---|---|---|---|
| 1 | 就学前障害児の発達支援の無償化に伴うチェックの追加 | 就学前障害児の発達支援無償化対象児童の請求について、無償化対象となるサービスの「利用者負担額」が「０」（ゼロ）であることを確認するチェック等を追加する。 | 令和元年<br>１０月済 |
| 2 | 福祉・介護職員等特定処遇改善加算創設に伴うチェックの追加 | 福祉・介護職員等特定処遇改善加算において、算定回数、サービス単位数、事業所台帳の算定要件等の妥当性を確認するチェックを追加する。 | 令和元年<br>１０月済 |

# No1　就学前障害児の発達支援の無償化に伴うチェックの追加

## （1）追加内容

〇障害児支援の請求明細書に対して、資格審査で以下のチェックを追加した。

| No | 分類 | チェック概要 | 対象エラーコード数 | 対象エラーコード |
|---|---|---|---|---|
| ① | 利用者負担額②チェック | 就学前障害児の発達支援無償化対象児童の請求について、無償化対象となるサービスの「利用者負担額」が「0」（ゼロ）であることをチェックする。 | 1 | EN29 |
| ② | 利用者負担上限額管理加算チェック | 利用者負担上限額管理加算が請求されている場合、就学前障害児の発達支援無償化対象児童ではないことをチェックする。 | 1 | PK29 |

## ①利用者負担額②チェック

〇就学前障害児の発達支援無償化対象児童の請求について、無償化対象となるサービスの「利用者負担額」が「0」（ゼロ）であることをチェックする。

例．請求額集計欄・利用者負担額②の値が、就学前障害児の発達支援無償化適用後の額と異なる場合（EN29）

障害児給付費等明細書情報（集計情報）

| サービス提供年月 | 都道府県等番号 | 事業所番号 | 受給者証番号 | サービス種類 | 請求額集計欄 | | | ・・・ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 総費用額 | 1割相当額 | 利用者負担額② | |
| 2019.10 | 991111 | 9950011111 | 9900000001 | 61 | 37,200 | 3,720 | 3,720 | ・・・ |

無償化対象児童の場合に、利用者負担額②が「0」でない。

障害児支援受給者台帳（基本）

| 異動年月日 | 異動区分 | 証記載都道府県等番号 | 受給者証番号 | 給付費等の額の特例情報 | | | | 多子軽減対象区分 | 無償化対象区分 | ・・・ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 都道府県等が定める額の適用有無 | 都道府県等が定める額 | 都道府県等が定める額の有効期間（開始年月日） | 都道府県等が定める額の有効期間（終了年月日） | | | |
| 2019.10.01 | 1：新規 | 991111 | 9900000001 | 1：無し | ― | ― | ― | 1：第2子軽減対象児童 | 2：対象 | ・・・ |

〇対象エラーコード

| No | エラーコード | エラーメッセージ | 新規／既存区分 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 新規 | 変更 |
| 1 | EN29 | 資格：請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が障害児支援受給者台帳の「無償化対象区分」に応じた値と一致していません | 〇 | |

## ②利用者負担上限額管理加算チェック

○利用者負担上限額管理加算が請求されている場合、就学前障害児の発達支援無償化対象児童ではないことをチェックする。

例．無償化対象児童において利用者負担上限額管理加算を算定している場合（PK29）

障害児給付費等明細書情報（明細情報）

| サービス提供年月 | 都道府県等番号 | 事業所番号 | 受給者証番号 | サービスコード | サービス内容 | 回数 | ・・・ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2019.10 | 991111 | 9950011111 | 9900000001 | 615370 | 児発上限額管理加算 | 1 | ・・・ |

無償化対象児童の場合に、
利用者負担上限額管理加算を算定している。

障害児支援受給者台帳（基本）

| 異動年月日 | 異動区分 | 証記載都道府県等番号 | 受給者証番号 | 給付費等の額の特例情報 | | | | 多子軽減対象区分 | 無償化対象区分 | ・・・ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 都道府県等が定める額の適用有無 | 都道府県等が定める額 | 都道府県等が定める額の有効期間（開始年月日） | 都道府県等が定める額の有効期間（終了年月日） | | | |
| 2019.10.01 | 1：新規 | 991111 | 9900000001 | 1：無し | ― | ― | ― | 1：第2子軽減対象児童 | 2：対象 | ・・・ |

○対象エラーコード

| No | エラーコード | エラーメッセージ | 新規／既存区分 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 新規 | 変更 |
| 1 | PK29 | ▲資格：障害児支援受給者台帳の「無償化対象区分」が「対象」の場合に、利用者負担上限額管理加算が算定されています | ○ | |

# No2　福祉・介護職員等特定処遇改善加算創設に伴うチェックの追加

## （1）追加内容

〇請求明細書に対して、受付審査で以下のチェックを追加した。
〇また、共通チェックとして実施している受給者の基本情報の存在チェックにおいて、退所後算定の請求（受給者の基本情報「終了」後の算定）が起こり得るため、対象となり得る加算（地域移行加算、自立生活支援加算等）のみ算定されていると判断する請求サービスコードの組み合わせ条件に、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を追加した。

| No | 分類 | チェック概要 | 対象エラーコード数 | 対象エラーコード |
|---|---|---|---|---|
| ① | 算定回数チェック | ひと月の算定回数の上限を超えていないことをチェックする。 | 1 | EE40 |
| ② | 加算率チェック | 福祉・介護職員等特定処遇改善加算のサービス単位数が算定可能単位数を超過していないことをチェックする。 | 2 | EF16,EF64 |
| ③ | 算定要件チェック | 事業所台帳（障害児施設台帳）の届出項目の設定値との妥当性をチェックする。 | 10 | PC18,PC19,PC20,PC21,PC22,PC23,PK25,PK26,PK27,PK28 |

## ①算定回数チェック

〇加算の回数の合計が、単位数表マスタの「算定回数制限」を超えていないことをチェックする。

例．福祉・介護職員等特定処遇改善加算の回数の合計が算定回数制限を超えている場合（EE40）

介護給付費等明細書情報（明細情報）

| サービス提供年月 | 市町村番号 | 事業所番号 | 受給者証番号 | サービスコード | サービス内容 | 回数 | ・・・ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2019.10 | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 116772 | 居介特定<br>処遇改善加算Ⅰ | 2 | ・・・ |

単位数表マスタ

| サービス種類コード | サービス項目コード | サービス内容略称 | 適用開始年月日 | 適用終了年月日 | 支給決定コード | 算定回数制限 | ・・・ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 11 | 6772 | 居介特定処遇改善加算Ⅰ | 20191001 | ― | 111000 | 001 | ・・・ |

算定回数制限（1回）を超過

〇対象エラーコード

| No | エラーコード | エラーメッセージ | 新規／既存区分 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 新規 | 変更 |
| 1 | EE40 | 受付：当該サービスの報酬における算定可能回数を超えています | | 〇 |

## ②加算率チェック

〇福祉・介護職員等特定処遇改善加算のサービス単位数が算定可能単位数を超過していないことをチェックする。

例．福祉・介護職員等特定処遇改善加算のサービス単位数が算定可能単位数を超過している場合（EF64）

介護給付費等明細書情報（明細情報）

| サービス提供年月 | 市町村番号 | 事業所番号 | 受給者証番号 | サービスコード | サービス内容 | 回数 | サービス単位数 | ・・・ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2019.10 | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 111111 | 身体日Ｏ．５ | 10 | 2,490 … ①<br>（249×10） | ・・・ |
| 2019.10 | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 116010 | 居介特定事業所加算Ⅰ | 1 | 498 … ②<br>（①×20／100） | ・・・ |
| 2019.10 | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 116715 | 居介処遇改善加算Ⅰ | 1 | 902<br>（（①＋②）×302／1,000） | ・・・ |
| 2019.10 | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 116772 | 居介特定処遇改善加算Ⅰ | 1 | 230 | ・・・ |

特定処遇改善加算のサービス単位数（230単位）が、処遇改善算定対象である同一サービス種類のサービス単位数の合計からシステムで算出した単位数（221単位）を超えている。
（（①＋②）× 74 ／ 1,000 ）＝ 221.112 → 221単位（小数点以下四捨五入）

〇対象エラーコード

| No | エラーコード | エラーメッセージ | 新規／既存区分 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 新規 | 変更 |
| 1 | EF16 | 受付：処遇改善の加算率等を取得できませんでした | | 〇 |
| 2 | EF64 | 受付：特定処遇改善加算のサービス単位数が算定可能単位数を超えています | 〇 | |

## ③算定要件チェック

〇事業所台帳（障害児施設台帳）の届出項目の設定値との妥当性をチェックする。

例．福祉・介護職員等特定処遇改善加算の加算区分が、
事業所台帳の福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分と不一致の場合（PC23）

介護給付費等明細書情報（明細情報）

| サービス提供年月 | 市町村番号 | 事業所番号 | 受給者証番号 | サービスコード | サービス内容 | 回数 | ・・・ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2019.10 | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 111111 | 身体日Ｏ．５ | 10 | ・・・ |
| 2019.10 | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 116010 | 居介特定事業所加算Ⅰ | 1 | ・・・ |
| 2019.10 | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 116715 | 居介処遇改善加算Ⅰ | 1 | ・・・ |
| 2019.10 | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 116772 | 居介特定処遇改善加算Ⅰ | 1 | ・・・ |

加算区分が不一致
（Ⅰ≠Ⅱ）

事業所台帳（サービス）

| 異動年月日 | 異動区分 | 事業所番号 | サービス種類コード | 福祉・介護職員等<br>特定処遇改善加算の有無 | 福祉・介護職員等<br>特定処遇改善加算区分 | ・・・ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2019.10.01 | 1：新規 | 9910011111 | 11 | 2：有り | 2：Ⅱ | ・・・ |

## ○対象エラーコード

| No | エラーコード | エラーメッセージ | 新規／既存区分 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 新規 | 変更 |
| 1 | PC18 | ※受付：事業所台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、特定処遇改善加算は算定できません | ○ | |
| 2 | PC19 | ※受付：事業所台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無」が「無し」のため、特定処遇改善加算は算定できません | ○ | |
| 3 | PC20 | ※受付：事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分」が「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」以外のため、特定処遇改善加算は算定できません | ○ | |
| 4 | PC21 | ※受付：事業所台帳の「主たる事業所サービス種類コード1」の登録内容に該当する特定処遇改善加算の請求ではありません | ○ | |
| 5 | PC22 | ※受付：事業所台帳の「主たる事業所施設区分」の登録内容に該当する特定処遇改善加算の請求ではありません | ○ | |
| 6 | PC23 | ※受付：事業所台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」の登録内容に該当する特定処遇改善加算の請求ではありません | ○ | |
| 7 | PK25 | ※受付：障害児施設台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、特定処遇改善加算は算定できません | ○ | |
| 8 | PK26 | ※受付：障害児施設台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無」が「無し」のため、特定処遇改善加算は算定できません | ○ | |
| 9 | PK27 | ※受付：障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分」が「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」以外のため、特定処遇改善加算は算定できません | ○ | |
| 10 | PK28 | ※受付：障害児施設台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」の登録内容に該当する特定処遇改善加算の請求ではありません | ○ | |

## ２－４. エラー移行に向けたチェック要件の見直し等

# ２－４．エラー移行に向けたチェック要件の見直し等

## （１）今年度の検討事項

〇令和2年5月審査に向けて、第三段階以降でのエラー移行等に伴う以下の内容について検討を行った。
なお、警告からエラーへの移行（第三段階）の詳細については、「3．「警告」から「エラー」への移行について」を参照。

| No | 概要 | 内容 | 対応（予定）時期 |
|---|---|---|---|
| ① | 請求明細書と実績記録票のサービス提供量整合性チェックの見直し | 請求明細書と実績記録票のサービス提供量のチェックについて、判定レベルをエラーへ移行するにあたり、過小請求（請求明細書のサービス提供量が実績記録票のサービス提供量より少ない）の場合は、エラーへ移行する必要が無いと考えられるため、チェック内容を不一致（≠）の比較になってるものについては、大小（＞）比較に見直す。 | 令和2年4月 |
| ② | 補足給付にかかる数値整合性チェックの見直し | 補足給付適用の有無が「有り」の場合でも、ひと月分の食費または光熱水費の単価が0円となるケースを考慮するよう、チェック内容を見直す。<br>また、食費及び光熱水費について、単価と実績に基づき算出した額と小計欄に設定された額が不一致となるケースを考慮し、チェック内容を不一致（≠）比較から大小（＞）比較に見直す。 | 令和2年4月 |
| ③ | 死亡等による月途中での退所を考慮したチェックの見直し | 入院・外泊時加算を算定する場合等において、入院したまま死亡等により退所した場合を考慮したチェック内容に見直す。 | 令和2年4月 |
| ④ | 経過的生活介護における利用日数のチェックの見直し | 請求明細書の日数情報の「利用日数」と集計情報の「サービス利用日数」の比較チェックについて、経過的生活介護において利用日数に「当該月の日数」、サービス利用日数に「原則の日数」が設定されていた場合、一次審査を「正常」とするようチェック内容を見直す。 | 令和2年4月 |
| ⑤ | 「個別支援計画未作成減算」にかかるチェックの見直し | 「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ　VOL3」の「問（2）」に示された考え方を基に、「サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算」の体制を届け出ているが、「個別支援計画未作成減算」の減算割合が「サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算」以上となる場合、「個別支援計画未作成減算」のみを適用した請求に対しては、一次審査を「正常」とするようチェック内容を見直す。 | 令和2年4月 |
| ⑥ | 「事業変更年月日」を用いた月途中での体制変更における台帳情報を参照してのチェック拡充 | 月途中での体制変更について、都道府県システムを開発している主要ベンダーでの「事業変更年月日」での管理が可能となり、都道府県における運用が定着してから、障害審査支払等システムにおいて、「事業変更年月日」を用いた体制変更前後の台帳情報を参照し一次審査を行えるようチェック内容を見直す。 | 今後検討<br>（令和2年度以降検討） |

# ①請求明細書と実績記録票のサービス提供量整合性チェックの見直し

## （１）対応内容

○請求明細書と実績記録票のサービス提供量のチェックについて、判定レベルをエラーへ移行するにあたり、過小請求（請求明細書のサービス提供量が実績記録票のサービス提供量より少ない）の場合は、エラーへ移行する必要が無いと考えられるため、チェック内容が不一致（≠）比較になってるものについては、大小（＞）比較に見直した。

例．生活介護において、請求明細書の食事提供体制加算の報酬の回数の合計が実績記録票の「食事提供加算（回）」より大きい場合（PQ92が発生するケース）

生活介護サービス提供実績記録票情報（基本情報）

| サービス提供年月 | 市町村番号 | 事業所番号 | 受給者証番号 | 様式種別番号 | 提供実績の合計<br>食事提供加算（回） | ・・・ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2020.4 | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 0701 | 8 | ・・・ |

介護給付費等明細書情報（明細情報）

| サービス提供年月 | 市町村番号 | 事業所番号 | 受給者証番号 | サービスコード | サービス内容 | 回数 | ・・・ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2020.4 | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 225070 | 生介食事提供体制加算 | 9 | ・・・ |

請求明細書の食事提供体制加算の報酬の回数の合計が実績記録票の「食事提供加算（回）」より大きい場合、PQ92が発生するよう、チェックを追加する。

なお、請求明細書の食事提供体制加算の報酬の回数の合計が実績記録票の「食事提供加算（回）」以下の場合は正常となる。

# ２－４．エラー移行に向けたチェック要件の見直し等

## ○対象エラーコード

| No | エラーコード | メッセージ | 新規／既存区分 | | 見直し前コード |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 新規 | 既存 | |
| 1 | PQ84 | ★支給量：請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定時間数の合計を超えています | ○ | | PP03 |
| 2 | PQ85 | ★支給量：請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定回数の合計を超えています | ○ | | PP48 |
| 3 | PQ86 | ★支給量：重度訪問介護の移動介護分の回数が実績記録票の算定回数の合計を超えています | ○ | | PP39 |
| 4 | PQ87 | ★支給量：請求明細書の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「合計　算定日数（日）」を超えています | ○ | | PP10 |
| 5 | PQ88 | ★支給量：請求明細書のサービス提供量が実績記録票の「重度包括　その他サービス合計単位数」を超えています | ○ | | PQ31 |
| 6 | PQ89 | ★支給量：請求明細書のサービス提供量が実績記録票の「重度包括　短期入所合計単位数」を超えています | ○ | | PQ32 |
| 7 | PQ90 | ★支給量：請求明細書のサービス提供量が実績記録票の「重度包括　共同生活援助合計単位数」を超えています | ○ | | PQ33 |
| 8 | PQ91 | ▲支給量：請求明細書の送迎加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績　送迎加算（回）」を超えています | ○ | | PP11 |
| 9 | PQ92 | ★支給量：請求明細書の食事提供加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「食事提供加算（回）」を超えています | ○ | | PP22 |
| 10 | PQ93 | ★支給量：明細書の訪問支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「訪問支援特別加算（回）（算定回数）」を超えています | ○ | | PP18 |
| 11 | PQ94 | ★支給量：請求明細書の初期加算の「回数」の合計が実績記録票の初期加算の「当月算定日数（日）」を超えています | ○ | | PP28 |
| 12 | PQ95 | ★支給量：請求明細書の欠席時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の欠席時対応加算の算定回数を超えています | ○ | | PP46 |
| 13 | PQ96 | ▲支給量：請求明細書の「実費算定額」が実績記録票の実費算定の合計の「実費合計額（円）」を超えています | ○ | | PP16 |
| 14 | PQ97 | ★支給量：請求明細書の入院時支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の「入院時支援特別加算（回）（算定回数）」を超えています | ○ | | PP23 |
| 15 | PQ98 | ★支給量：請求明細書の入所時特別支援加算の「回数」の合計が実績記録票の入所時特別支援加算の「当月算定日数（日）」を超えています | ○ | | PP32 |
| 16 | PQ99 | ★支給量：請求明細書の自立訓練の通所型の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「通所型（回）」を超えています | ○ | | PP30 |
| 17 | PR01 | ★支給量：請求明細書の自立訓練の訪問型（1時間未満）の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型　1時間未満（回）」を超えています | ○ | | PP34 |
| 18 | PR02 | ★支給量：請求明細書の自立訓練の訪問型（1時間以上）の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型　1時間以上（回）」を超えています | ○ | | PP35 |
| 19 | PR03 | ★支給量：請求明細書の自立訓練の訪問型（視覚）の「回数」の合計が実績記録票の自立訓練の訪問型（視覚）の算定回数の合計を超えています | ○ | | PP49 |

# ２－４．エラー移行に向けたチェック要件の見直し等

| No | エラーコード | メッセージ | 新規／既存区分 | | 見直し前コード |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 新規 | 既存 | |
| 20 | PR04 | ★支給量：請求明細書の短期滞在加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「短期滞在加算（回）」を超えています | ○ | | PP27 |
| 21 | PR05 | ★支給量：請求明細書の夜間支援等体制加算の「回数」の合計が実績記録票の夜間支援等体制加算の算定回数を超えています | ○ | | PP65 |
| 22 | PR06 | ★支給量：請求明細書の日中支援加算の「回数」の合計が実績記録票の日中支援加算の算定回数を超えています | ○ | | PP38 |
| 23 | PR07 | ★支給量：請求明細書の帰宅時支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「帰宅時支援加算（回）（算定回数）」を超えています | ○ | | PP24 |
| 24 | PR08 | ★支給量：請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅰの算定回数を超えています | ○ | | PP63 |
| 25 | PR09 | ★支給量：請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅱの算定回数を超えています | ○ | | PP64 |
| 26 | PR10 | ★支給量：請求明細書の緊急時支援Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の緊急時支援Ⅰの算定回数の合計を超えています | ○ | | PP25 |
| 27 | PR11 | ★支給量：請求明細書の緊急時支援Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の緊急時支援Ⅱの算定回数の合計を超えています | ○ | | PQ36 |
| 28 | PR12 | ※支給量：請求明細書の自立生活支援加算の「回数」の合計が実績記録票の自立生活支援加算の入居中算定・退居後算定の回数を超えています | ○ | | PQ37 |
| 29 | PR13 | ★支給量：請求明細書の自活訓練加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「自活訓練加算（回）」を超えています | ○ | | PP31 |
| 30 | PR14 | ★支給量：請求明細書の家庭連携加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績　家庭連携加算（回）（算定回数）」を超えています | ○ | | PP13 |
| 31 | PR15 | ★支給量：請求明細書の授業後に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の授業の終了後に行う場合の算定回数を超えています | ○ | | PP61 |
| 32 | PR16 | ★支給量：請求明細書の休業日に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の休業日に行う場合の算定回数を超えています | ○ | | PP62 |

# ②補足給付にかかる数値整合性チェックの見直し

## （1）対応内容

○補足給付適用の有無が「有り」の場合でも、ひと月分の食費または光熱水費の単価が0円となるケースを考慮するよう、チェック内容を見直した。ただし、単価が0円にも関わらず小計欄に額が設定されている場合にはエラーとした。

○また、食費及び光熱水費について、単価と実績に基づき算出した額と小計欄に設定された額が不一致となるケースを考慮し、チェック内容を不一致（≠）比較から大小（＞）比較に見直した。

例．施設入所支援において、実績記録票の「各小計　食事（円）」が食費を算定した日の金額を合計した値未満の場合（PW57が発生するケース）

施設入所支援提供実績記録票情報（基本情報）

| サービス提供年月 | 市町村番号 | 事業所番号 | 受給者証番号 | 様式種別番号 |
|---|---|---|---|---|
| 2020.4 | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 0901 |

| 補足給付関係情報 | | | |
|---|---|---|---|
| 食費の単価 朝食（円／日） | 食費の単価 昼食（円／日） | 食費の単価 夕食（円／日） | 食費の単価 一日（円／日） |
| 500 | 500 | 500 | － |

| 実費算定の合計 | | | | … |
|---|---|---|---|---|
| 朝食（回） | 昼食（回） | 夕食（回） | 各小計 食事（円） | |
| 10 | 10 | 10 | 14,000 | |

14,000円
＜
（500×10）＋（500×10）＋（500×10）＝15,000 円

実績記録票の「各小計　食事（円）」が食費を算定した日の金額を合計した値未満である場合、PW57が発生するよう、チェックを追加する。

## ○対象エラーコード

| No | エラーコード | メッセージ | 新規／既存区分 | | 見直し前コード |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 新規 | 既存 | |
| 1 | PW55 | ★受付：補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」かつ食費の単価が未設定の場合、「各小計　食事（円）」は設定できません | ○ | | PS39 |
| 2 | PW56 | ※受付：実費算定の合計の「各小計　食事（円）」が食費を算定した日の金額を合計した値を超えています | ○ | | PS47 |
| 3 | PW57 | ※受付：実費算定の合計の「各小計　食事（円）」が食費を算定した日の金額を合計した値未満です | ○ | | |
| 4 | PW58 | ★受付：補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」かつ光熱水費の単価が未設定の場合、「各小計　光熱水費（円）」は設定できません | ○ | | PS40 |
| 5 | PW59 | ★受付：実費算定の合計の「各小計　光熱水費（円）」が光熱水費を算定した日の金額を合計した値を超えています | ○ | | PS48 |
| 6 | PW60 | ※受付：実費算定の合計の「各小計　光熱水費（円）」が光熱水費を算定した日の金額を合計した値未満です | ○ | | |
| 7 | PW61 | ★受付：実費算定の合計の「各小計　光熱水費（回）」が未設定の場合、実費算定の合計の「各小計　光熱水費（円）」は設定できません | ○ | | |

# ③死亡等による月途中での退所を考慮したチェックの見直し

## （１）対応内容

○入院日数については、インタフェースにおいて、「入院を開始した日及び施設等に戻った日は含まない。」等とされている（外泊日数についても同様）。

○死亡等により月途中で退所した場合については、施設に戻ることなく退所となることから、請求明細書（日数情報）で実施している開始年月日と終了年月日より算出する入院日数等の上限日数のチェックにおいて、終了年月日を含む日数で算出するようチェック内容を見直した。

○同様に、実績記録票（明細情報）で実施しているサービス提供の状況と入院・外泊時加算等とのチェックにおいて、サービス提供の状況が「入院」等の場合においても翌日以降の明細情報が存在しない場合は一次審査を「正常」とするようチェック内容を見直した。

例．施設入所支援において、請求明細書の「入院日数」が開始年月日と終了年月日より算出する入院日数（終了年月日を含まない日数）を１日超過している場合
（EL14が発生せず正常となるケース）

介護給付費等明細書情報（日数情報）

| サービス提供年月 | 市町村番号 | 事業所番号 | 受給者証番号 | サービス開始日等 | | | ・・・ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 開始年月日 | 終了年月日 | 入院日数 | |
| 2020.4 | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 2020.4.1 | 2020.4.30 | 29 | ・・・ |

終了年月日－開始年月日
29日

入院日数が終了年月日を含む日数で算出した日数を超えてなければ一次審査を「正常」とするよう、チェックを見直す。

○対象エラーコード

| No | エラーコード | メッセージ | 新規／既存区分 | | 見直し前コード |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 新規 | 既存 | |
| 1 | EL14 | ★受付：請求明細書の「入院日数」が「開始年月日」及び「終了年月日」から算出した日数を超えています | | ○ | － |
| 2 | EL15 | ★受付：請求明細書の「外泊日数」が「開始年月日」及び「終了年月日」から算出した日数を超えています | | ○ | － |
| 3 | PT33 | ※受付：実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」以外の場合、入院・外泊時加算は算定できません | | ○ | － |
| 4 | PW24 | ※受付：実績記録票の「サービス提供の状況」が「外泊」、「入院→外泊」及び「外泊→入院」以外の場合、「体験宿泊支援加算」は算定できません | | ○ | － |

# ④経過的生活介護における利用日数のチェックの見直し

## （1）対応内容

○請求明細書の日数情報の「利用日数」について、経過的生活介護においては、インタフェースにて「障害児入所支援の設定方法により、利用日数の設定を行うこと」とされていることから、当該月の日数を設定する場合がある。

○そのため、請求明細書の日数情報の「利用日数」と集計情報の「サービス利用日数」の比較チェックについて、経過的生活介護の場合は、一次審査を「正常」とするようチェック内容を見直した。

例．経過的生活介護において利用日数に「当該月の日数」、サービス利用日数に「原則の日数」が設定されていた場合（EJ29が発生せず正常となるケース）

介護給付費等明細書情報（基本情報）

| サービス提供年月 | 市町村番号 | 事業所番号 | 受給者証番号 | 地域区分コード | ・・・ |
|---|---|---|---|---|---|
| 2020.4 | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 21：一級地（旧障害児施設） | ・・・ |

介護給付費等明細書情報（日数情報）

| サービス提供年月 | 市町村番号 | 事業所番号 | 受給者証番号 | サービス種類コード | サービス開始日等<br>利用日数 | ・・・ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2020.4 | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 22：生活介護 | 30 | ・・・ |

介護給付費等明細書情報（集計情報）

| サービス提供年月 | 市町村番号 | 事業所番号 | 受給者証番号 | 請求額集計欄<br>サービス利用日数 | ・・・ |
|---|---|---|---|---|---|
| 2020.4 | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 22 | ・・・ |

請求明細書の日数情報の「利用日数」と集計情報の「サービス利用日数」の比較チェックについて、経過的生活介護の場合は、一次審査を「正常」とするよう、チェックを見直す。

○対象エラーコード

| No | エラーコード | メッセージ | 新規／既存区分 | | 見直し前コード |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 新規 | 既存 | |
| 1 | EJ29 | ★受付：日数情報の「サービス開始日等・利用日数」が請求額集計欄の「サービス利用日数」の合計を超えています | | ○ | － |

# ⑤「個別支援計画未作成減算」にかかるチェックの見直し

## （１）対応内容

○「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ　VOL3」の「問（２）」に示された考え方を基に、「サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算」の体制を届け出ているが、「個別支援計画未作成減算」の減算割合が「サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算」以上となる場合、「個別支援計画未作成減算」のみを適用した請求に対しては、一次審査を「正常」とするようチェック内容を見直した。

問２　サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算及び個別支援計画未作成減算の取り扱い
上記各種減算事由に該当した場合には、それぞれに適用しなければいけないのか。

答　本事例については、いずれの減算も同様に事業所の体制に係るものであり、相互に連動して二重に減算される関係にあることから、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算を適用することとする。
なお、この場合、市町村等における二次審査において、適切に支払可否を判断すること。

例．生活介護において「個別支援計画未作成減算」と「サービス管理責任者欠如減算」の減算割合が同じ場合
（ PC10が発生せず正常となるケース）

介護給付費等明細書情報（明細情報）

| サービス提供年月 | 市町村番号 | 事業所番号 | 受給者証番号 | サービスコード | サービス内容 | 回数 | ・・・ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2020.4 | 991111 | 9910011111 | 9900000001 | 222112 | 生活介護16・未計画1 | 10 | ・・・ |

※　個別支援計画未作成減算の減算率は30%となる

事業所台帳（サービス）

| 異動年月日 | 異動区分 | 事業所番号 | サービス種類コード | サービス管理責任者欠如減算の有無 | サービス管理責任者欠如減算適用開始年月日 | ・・・ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2020.4.01 | 1：新規 | 9910011111 | 22：生活介護 | 2：有り | 2020.4.1 | ・・・ |

※　当台帳情報の場合、サービス管理責任者欠如減算の減算率は30%となる

「個別支援計画未作成減算」と、「サービス管理責任者欠如減算」の減算割合が同じであるため、「個別支援計画未作成減算」のみ請求した場合も正常とするよう、チェックを見直す。

○対象エラーコード

| No | エラーコード | メッセージ | 新規／既存区分 | | 見直し前コード |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 新規 | 既存 | |
| 1 | PC10 | ※受付：事業所台帳の「サービス管理責任者欠如減算適用開始年月日」の登録内容に該当する請求ではありません | | ○ | － |
| 2 | PK09 | ※受付：障害児施設台帳の「児童発達支援管理責任者欠如減算適用開始年月日」の登録内容に該当する請求ではありません | | ○ | － |

# 3.「警告」から「エラー」への移行について

## （1）第三段階の移行対象エラーコード数

○令和元年9月時点での移行対象エラーコード数212コード（①）に加え、令和元年度制度改正・報酬改定の対応（②）及び新たなチェックの追加等の対応（③）で追加される警告のエラーコード、また、既存のチェック要件の見直し及び一部エラーコードを移行対象外とすることで、89コード（④）をエラー移行対象とすることを検討した。

①令和元年9月時点での移行対象エラーコード数

| 移行時期 | エラーコード数 |
|---|---|
| 第三段階<br>（令和2年11月予定） | 212コード |

②令和元年度制度改正・報酬改定の対応により追加された警告のエラーコードの増数

| 移行時期 | エラーコード数 | 増数※1 |
|---|---|---|
| 第三段階<br>（令和2年11月予定） | 222コード | ＋10コード |

③令和2年5月審査に向けた新たなチェックの追加等の対応により追加される警告のエラーコードの増数

| 移行時期 | エラーコード数 | 増数※2 |
|---|---|---|
| 第三段階<br>（令和2年11月予定） | 249コード | ＋27コード |

④第三段階での移行対象エラーコード数

| 移行時期 | エラーコード数 | 増減数※3 |
|---|---|---|
| 第三段階<br>（令和2年11月予定） | 89コード | －160コード |
| 移行対象外エラーコード | 51コード | ＋51コード<br>※4 |
| 引き続き検討が必要となるエラーコード | 147コード | ＋147コード |

※1 「2－3. 令和元年度制度改正・報酬改定等への対応」おいて「新規／既存区分」が「新規」となっている警告のエラーコード数
※2 「2－1. チェック要件等の見直しについて」、「2－2. 新たなチェックの追加について」において「新規／既存区分」が「新規」となっている警告のエラーコード数
※3 「2－4. エラー移行に向けたチェック要件の見直し等」の対応や、②及び③にて追加される警告のエラーコードを含めエラー移行の可否を整理したエラーコード数
※4 エラー移行に伴うチェック要件の見直しにより、令和2年4月提供分以降では発生しなくなる37コードを含む。

# 3.「警告」から「エラー」への移行について

〇移行対象外エラーコード

移行対象外とする必要があるエラーコードに対する主な考え方は以下のとおり。

| No | エラーコードに対する主な考え方 |
|---|---|
| 1 | 請求金額の過大過小チェック等、エラー移行に伴うチェック要件の見直しにより、令和2年4月提供分以降では発生しなくなるもの |
| 2 | 複数事業所が関係するチェックであり機械的に判断のつかないもの |
| 3 | 報酬の算定ルール上、市町村等の個別の判断が必要となるもの |

〇引き続き検討が必要となるエラーコード

支給決定のあり方の整理や複数児童用の上限額管理結果票の追加等、今後も引き続き検討が必要となるエラーコードに対する主な考え方は以下のとおり。

| No | エラーコードに対する主な考え方 |
|---|---|
| 1 | 決定支給量等の支給決定に係るチェックについては、支給決定のあり方を整理及び周知した上でエラー移行することが望ましいため、引き続き検討を行う。 |
| 2 | 請求明細書に対するチェックについて、各種台帳情報との突合の結果、算定すべき報酬とは異なる区分で請求されている場合において、事業所等が上位の区分の要件を満たしていれば下位の区分の報酬をエラーとしないこと等を検討している。そのため、不一致（≠）チェックについては、チェック要件の見直しも含め引き続き検討を行う。 |
| 3 | 利用者負担上限月額に係るチェックについては、複数児童の上限額管理結果票の対応と併せて検討を行う必要があるため、引き続き検討を行う。 |
| 4 | 事業所台帳の各種加算に係る項目を使用した加算間の併給チェックについて、併給できない場合の要件として、「加算Aに係る体制を届け出ている場合、加算Bについては算定不可」または「加算Aを算定している場合、加算Bについては算定不可」のいずれになるのか整理を行う必要があるため、引き続き検討を行う。<br>（例：『平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する　Q&A　VOL.1』問112「医療連携体制加算と看護職員加配加算の併給について」） |
| 5 | 事業所の体制に係る一部エラーコードについては、月途中の体制変更による影響があるため第二段階でのエラーへの移行は見送ることとし、台帳の登録方法またはチェック内容等について検討した上でエラー移行に向けて対応を進める。 |

# ４. 次年度以降の検討事項について

# 4. 次年度以降の検討事項について

## （1）次年度以降の検討事項について

〇以下の項目については次年度以降引き続き検討を実施する予定である。

| No | 検討事項 | 内容 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 1 | チェック要件等の見直し | 令和2年度以降での対応に向け、具体的なチェック内容等について引き続き今後の検討課題とする。<br>②　上限額管理事業所と関係事業所に応じたチェック要件の細分化<br>③－7　食事提供加算にかかるチェックの見直し<br>③－8　施設外支援にかかるチェックの見直し | 6ページ |
| 2 | 新たなチェックの追加 | 令和2年度以降での対応に向け、具体的なチェック内容等について引き続き今後の検討課題とする。<br>⑤同一世帯における複数児童の上限額管理チェック<br>⑥計画相談支援給付費請求書等のモニタリング日チェック<br>（モニタリング予定月の翌月請求への対応） | 10ページ |
| 3 | 警告からエラーへの移行 | 第三段階でのエラー移行を見送った147コードについて、制度の取扱いの確認やチェック要件の見直しの検討も含めて、今後の検討課題とする。 | 45ページ |